

商工委員会議録第二十四号

昭和三十三年四月一日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 小平 久雄君
理事 阿左美廣治君 理事 内田 常雄君
理事 笹本 一雄君 理事 島村 一郎君
理事 松平 忠久君

有馬 英治君 大倉 三郎君
川野 芳滿君 神田 博君
齋藤 憲三君 櫻内 義雄君
首藤 新八君 田中 彰治君
中垣 國男君 福田 篤泰君
山手 滿男君 佐々木良作君
佐竹 新市君 田中 武夫君
田中 利勝君 多賀谷眞稔君
出席國務大臣 前尾繁三郎君
出席政府委員 白濱 仁吉君

通商産業 小笠 公昭君
政務次官 松尾 金藏君
通商産業事務 村田 恒君
官(企業局長) 川上 爲治君
通商産業事務 今井 善徳君
官(石炭局長) 官(中小企業
庁振興部長)

委員外の出席者
大藏事務官 海堀 洋平君
(主計官) 専門員 越田 清七君

三月二十八日
委員永井勝次郎君辞任につき、その
補欠として日野吉夫君が議長の指名

第一類第九号

商工委員会議録第二十四号

昭和三十三年四月一日

で委員に選任された。

同月三十一日

委員有馬英治君及び佐々木良作君辞
任につき、その補欠として加藤常太
郎君及び阿部五郎君が議長の指名で
委員に選任された。

同日
委員加藤常太郎君及び阿部五郎君辞
任につき、その補欠として有馬英治
君及び佐々木良作君が議長の指名で
委員に選任された。

同日
委員戸塚九一郎君辞任につき、その
補欠として山手満男君が議長の指名
で委員に選任された。

同日
委員山手満男君辞任につき、その補
欠として戸塚九一郎君が議長の指名
で委員に選任された。

三月二十八日

計量法の一部を改正する法律案(内
閣提出第二五号)(参議院送付)
計量単位の統一に伴う関係法律の整
備に関する法律案(内閣提出第一二
七号)(参議院送付)
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を
改正する法律案(内閣提出第一四八
号)

同日
小売商業特別措置法制定促進に関す
る請願外一件(赤澤正道君紹介)(第
二三九一号)
同外二件(井原岸高君紹介)(第二三
九二号)

同(小澤佐重喜君紹介)(第二三九三
号)

同(大野市郎君紹介)(第二三九四号)

同(大橋武夫君外四名紹介)(第二三
九五号)

同(簡牛九夫君紹介)(第二三九六号)

同(木村俊夫君紹介)(第二三九七号)

同外一件(小泉純也君紹介)(第二三
九八号)

同外一件(小坂善太郎君紹介)(第二
三九九号)

同外一件(小林錦君紹介)(第二四〇
〇号)

同(佐藤榮作君紹介)(第二四〇一号)

同(坂田道太君紹介)(第二四〇二号)

同(篠田弘作君紹介)(第二四〇三号)

同(國田直君外一名紹介)(第二四〇
四号)

同(田中久雄君紹介)(第二四〇五号)

同(中曾根康弘君紹介)(第二四〇六
号)

同(灘尾弘吉君紹介)(第二四〇七号)

同(野田卯一君紹介)(第二四〇八号)

同外一件(馬場元治君紹介)(第二四
〇九号)

同(福田勉夫君紹介)(第二四一〇号)

同(福田篤泰君紹介)(第二四一一号)

同(船田中君紹介)(第二四一二号)

同外九件(牧野良三君紹介)(第二四
一三号)

同外二件(早稲田柳右エ門君紹介)
(第二四一四号)

同(有馬英治君紹介)(第二四一九号)

同(愛知揆一君紹介)(第二四五〇号)

同(大平正芳君紹介)(第二四五一号)

同(松本七郎君紹介)(第二四五二号)

同(山本正一君紹介)(第二四五三号)

小売商業振興のための法律制定に関す
る請願(愛知揆一君紹介)(第二四一
五号)

同外二十五件(床次徳二君紹介)(第
二四一六号)

同(福永一臣君紹介)(第二四一七号)

同外一件(松浦周太郎君紹介)(第二
四一八号)

同(亘四郎君紹介)(第二四一九号)

同(愛知揆一君紹介)(第二四五四号)

同(章野一郎平君紹介)(第二四五五
号)

同(佐々木秀世君紹介)(第二四五六
号)

同(町村金五君紹介)(第二四五七号)

同(芳賀實君紹介)(第二四五八号)

同(大平正芳君紹介)(第二四五九号)

同日
小売商業特別措置法制定促進に関す
る請願(太田正孝君紹介)(第二五六
七号)

同(田中久雄君紹介)(第二五六八号)

同(松岡松平君紹介)(第二五六九号)

同(粟山博君紹介)(第二五七〇号)

同(今松治郎君外一名紹介)(第二六
一一号)

同(大橋武夫君紹介)(第二六一三三号)

同(川野芳滿君紹介)(第二六一四号)

同(北村徳太郎君紹介)(第二六一五
号)

同(木村俊夫君紹介)(第二六一六号)

同(黒金泰美君紹介)(第二六一七号)

同(坂田道太君紹介)(第二六一八号)

同(佐々木秀世君紹介)(第二六一九
号)

同外一件(篠田弘作君紹介)(第二六
二〇号)

同(田中武夫君紹介)(第二六一二二号)

同外一件(田中久雄君紹介)(第二六
二二二号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二六二三
号)

同(南條徳男君紹介)(第二六二四号)

同(中垣國男君紹介)(第二六二五号)

同(灘尾弘吉君紹介)(第二六二六号)

同外一件(野依秀市君紹介)(第二六
二七号)

同(原健三郎君紹介)(第二六二八号)

同(橋本龍伍君紹介)(第二六二九号)

同(藤枝泉介君紹介)(第二六三〇号)

同(古井喜實君紹介)(第二六三一号)

同(松野頼三君紹介)(第二六三二二号)

同(町村金五君紹介)(第二六三三三号)

同(松山義雄君紹介)(第二六三四号)

同(山手満男君紹介)(第二六三五号)

同(山崎巖君紹介)(第二六三六号)

同外二件(山本友二君外一名紹介)
(第二六三七号)

同外十九件(横井太郎君外一名紹介)
(第二六三八号)

同外二件(加藤高藏君紹介)(第二六
三七七号)

同外一件(世耕弘一君紹介)(第二六
七八号)

同(渡海元三郎君紹介)(第二六七九
号)

同外一件(橋渡渡君紹介)(第二六八
〇号)

- 同(中川俊思君紹介)(第二六八号)
- 同(永山忠則君紹介)(第二六八二号)
- 同(林讓治君紹介)(第二六八三号)
- 同(前田榮之助君紹介)(第二六八四号)
- 同(松本七郎君紹介)(第二六八五号)
- 同(横井太郎君外一名紹介)(第二六八六号)
- 同(内藤友明君紹介)(第二七〇八号)
- 同(小売商振興のための法律制定に関する請願外二件(古川文吉君紹介)(第二五七一号)
- 同(芳賀實君紹介)(第二五七二号)
- 同(福井盛太君紹介)(第二五七三号)
- 同(野田武夫君紹介)(第二五七九号)
- 同(福永一臣君紹介)(第二六四〇号)
- 同(外九件(松浦周太郎君紹介)(第二六四一号)
- 同(外三十三件(滝尾弘吉君紹介)(第二六七四号)
- 同(堂森芳夫君紹介)(第二六七五号)
- 同(藤本捨助君紹介)(第二六七六号)
- 同(滝尾弘吉君紹介)(第二七〇九号)
- 同(中小企業振興助成法に関する請願(早稻田柳右エ門君紹介)(第二七四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
 輸出保険法の一部を改正する法律案
 (内閣提出第六七号)(参議院送付)
 中小企業信用保険公庫法案(内閣提出第一〇一号)
 中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一一七号)
 工業用水道事業法案(内閣提出第一二二号)

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号)

○小平委員長 これより会議を開きます。まず、三月二十八日、本委員会に付託されました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

まずその趣旨の説明を求めます。白濱政務次官。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

- 目次中(第一条・第二条)を(第一条・第二条の二)に、(第五章「石炭」)を(第六章「石炭」)に改める。
- 「第一章 総則」を「第一章 石炭」に改める。
- 「第二章 石炭の生産」を「第二章 石炭の生産及び生産量の制限」に改める。
- 「第三章 石炭の輸送」を「第三章 石炭の輸送及び生産量の制限」に改める。
- 「第四章 石炭の消費」を「第四章 石炭の消費及び生産量の制限」に改める。
- 「第五章 石炭の貯蔵」を「第五章 石炭の貯蔵及び生産量の制限」に改める。
- 「第六章 石炭の輸出」を「第六章 石炭の輸出及び生産量の制限」に改める。
- 「第七章 石炭の輸入」を「第七章 石炭の輸入及び生産量の制限」に改める。
- 「第八章 石炭の取引」を「第八章 石炭の取引及び生産量の制限」に改める。
- 「第九章 石炭の管理」を「第九章 石炭の管理及び生産量の制限」に改める。
- 「第十章 石炭の検査」を「第十章 石炭の検査及び生産量の制限」に改める。
- 「第十一章 石炭の教育」を「第十一章 石炭の教育及び生産量の制限」に改める。
- 「第十二章 石炭の奨励」を「第十二章 石炭の奨励及び生産量の制限」に改める。
- 「第十三章 石炭の罰則」を「第十三章 石炭の罰則及び生産量の制限」に改める。
- 「第十四章 雑則」を「第十四章 雑則及び生産量の制限」に改める。
- 「第十五章 附則」を「第十五章 附則及び生産量の制限」に改める。

第一章中第二条の次に次の一条を加える。

(行為の効力の承継)
 第二条の二 この法律の規定によつてした処分及び鉱業権者、租鉱権者又は関係人がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、これらの者の承継人に対しても、その効力を有する。

2 この法律の規定によつてした処分及び採掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の設定又は租鉱区が増加があつたときは、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対しても、その効力を有する。

3 この法律の規定によつてした処分及び租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、採掘権の範囲内において採掘権者に対しても、その効力を有する。ただし、採掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合、この限りでない。

第三条第二項第一号中「昭和三十四年度」を「昭和四十二年」に改め、「生産費」を削り、同項第二号を次のように改める。

- 二 未開発炭田の開発に関する事項
- 第四條第二項中「前項を」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 石炭鉱業合理化実施計画に定める事項は、次の通りとする。
- 一 石炭の生産数量、生産能力、生産費その他の石炭鉱業の合理化の目標

二 工事の種類、費用の額その他石炭鉱業の合理化のため実施すべき工事に関する事項

三 その他石炭鉱業の合理化に関する重要事項

第三十六條第一項中「あつたため」の下に「この法律の施行の日から五年間」を加える。

第五十四條中「この法律の施行の日から三年間は」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二十五条第一項(監督上の行政措置)の規定による鉱山保安監督部長の命令に基いて坑口の開設の工事をしようとするときは、この限りでない。

第五十五條第一項中「石炭鉱業合理化基本計画に定める石炭鉱業の合理化の目標たる生産能力を著しく」を「通商産業省令で定める基準を」に改め、同条第二項中「前条の規定による処分」を「前項の通商産業省令の制定又は改廃」に改める。

第五十七條中「この法律の施行の日から三年間は」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、第六十八條の二第一項の規定による指定があつた地域内の採掘権者の採掘権者については、この限りでない。

第五十七條に次の一項を加える。

第六十八條の二第一項の規定による指定の際現にその指定された地域内において事業に着手していない採掘権者についての鉱業法第六十二条第一項の適用に関しては、同項中「鉱業権の設定又は移転の登録があつた日」とあるのは、「石炭鉱業合理化臨時措置法第六十八條の二第一項の規定による指定があつた日」とし、第六十八條の二第一項の規定による指定の際現にその指定された地域内において事業を休止している採掘権者についての鉱業法第六十二条第三項の適用に関しては、同項中「引き続き」とあるのは、「石炭鉱業合理化臨時措置法第六十八條の二第一項の規定による指定の日から引き続き」とする。

第六十八條の次に次の一章を加える。

第五章の二 未開発炭田の開発(地域の指定)

第六十八條の二 通商産業大臣は、石炭の鉱床の状態、地質の状態その他の自然条件及び立地条件に関する調査の結果に基づき、石炭鉱業審議会の意見をきいて、石炭資源の開発が十分に行われていない地域であつて、石炭鉱業の合理化のためにはその開発を急速かつ計画的に行う必要があると認められる地域を指定することができる。

2 前項の規定による指定は、告示により行う。

(土地の立入)
 第六十八條の三 通商産業大臣は、前条第一項に規定する調査のため必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、あらかじめ土地の占有者に通知しなければならぬ。

い。ただし、空地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合を除き、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、空地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 国は、第一項の規定による立入によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

第六十八條の四 土地の占有者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。

第六十八條の五 第六十八條の三第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、調査のためやむを得ない必要があつて障害となる植物を伐採しようとする場合において、その障害となる植物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、その伐採についてあらかじめ所有者の承諾を得ることが困難であり、かつ、植物の現状を著しく損傷しないときは、その承諾を得ないで伐採することができ、この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者に通知しなければならない。

2 第六十八條の三第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(開発計画)

第六十八條の六 通商産業大臣は、第六十八條の二第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、石炭鉱業審議会の意見をきいて、その指定をした地域(以下「指定地域」という。)の石炭資源の開発に関する計画を定めなければならない。

2 前項に規定する石炭資源の開発に関する計画(以下「開発計画」という。)に定める事項は、次の通りとする。

一 石炭資源の開発を行うことにより達成すべき石炭の生産数量、生産効率及び生産費に関する目標

二 工事の種類、費用の額その他石炭資源の開発のため実施すべき工事に關する事項

三 その他石炭資源の開発に關する重要事項

3 第三條第四項の規定は、第一項の場合に準用する。

4 第五條の規定は、開発計画に準用する。

(採掘権の譲渡等の勧告)

第六十八條の七 通商産業大臣は、指定地域内の採掘鉱区がさくそうする地域において採掘権の譲渡又は採掘鉱区相互の間の鉱区の増減を行うことによつてその地域の鉱床の急速かつ計画的な開発を行うことができることを認めるときは、当該採掘鉱区の採掘権者に対し、採掘権の譲渡又は採掘鉱区相互の間の鉱区の増減の勧告を出願する旨を協賛すべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による鉱区の増減の

出願に係る協議に基く出願については、鉱業法第四十五條第三項の規定にかかわらず、同法第二十二條(鉱床説明書)及び第二十四條から第三十五條まで(不許可等)の規定は、適用しない。

3 第一項の規定による鉱区の増減の出願に係る協議に基く出願は、当事者が連名でしなければならない。

(決定の申請)

第六十八條の八 前条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、当事者は、通商産業大臣の決定を申請することができる。

2 前項の決定を申請するには、前条第一項の規定による協議の経過を記載した書類その他通商産業省令で定める書類を提出しなければならない。

(意見書の提出)

第六十八條の九 通商産業大臣は、前条第一項の決定の申請があつたときは、その旨を公示するとともに、当該採掘権者及び当該採掘権に關し登録上利害關係を有する第三者に通知し、二十日を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の期間を経過した後でなければ、決定してはならない。

(処分禁止)

第六十八條の十 採掘権者は、前条第一項の規定による通知を受けた後は、第六十八條の八第一項の規定による申請を拒否する旨の決定があるまで、第六十八條の十二第一

二項の規定による採掘権の移転若しくは変更の登録があるまで、又は第六十八條の十三第二章において準用する鉱業法第九十九條の規定により決定がその効力を失うまでは、当該採掘権を譲渡し、又は変更することができない。

(決定)

第六十八條の十二 通商産業大臣は、次に掲げる事項を定めて、採掘権の譲渡又は採掘鉱区相互の間の鉱区の増減の決定をしなければならない。

一 採掘鉱区の所在地

二 採掘権の登録番号

三 採掘権の譲渡の場合にあつては、その譲渡の時期、採掘鉱区相互の間の鉱区の増減の場合にあつては、採掘権の変更の時期及び内容

四 対価並びにその支払の時期及び方法

2 通商産業大臣は、前項の決定をしようとするときは、石炭鉱区調整協議会の意見をきかなければならない。

3 第一項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

4 通商産業大臣は、第一項の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

(決定の効果)

第六十八條の十二 前条第一項の決定があつたときは、当事者の間に、採掘権の譲渡又は採掘鉱区相互の間の鉱区の増減について協議がととのつたものとみなす。

2 前項の規定により協議がととの

つたものとみなされた場合において、対価を支払うべき者が対価の全部の支払又は供託をしたときは、通商産業局長は、その採掘権の移転又は変更の登録をし、かつ、その旨を当事者に通知しなければならない。

(鉱業法の準用)

第六十八條の十三 鉱業法第九十七條(対価の不服の訴)及び第九十八條(対価の供託)の規定は、第六十八條の十一第一項の決定による対価に準用する。

2 鉱業法第九十九條(決定の失効)の規定は、第六十八條の十一第一項の決定に準用する。

(事業計画)

第六十八條の十四 第六十八條の六第三項の規定において準用する第三條第四項の規定により開発計画が告示されたときは、当該指定地域内の採掘鉱区の採掘権者は、その告示の日から三月以内に、開発計画に準拠して当該採掘鉱区における石炭資源の開発に関する事業計画を定め、通商産業大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画には、次の事項を定めなければならない。

一 工事の種類、費用の額その他石炭資源の開発のため実施すべき工事に關する事項

二 前号の工事が完了した場合における石炭の生産数量、生産効率及び生産費の見込

三 その他通商産業省令で定める事項

二項の規定による採掘権の移転若しくは変更の登録があるまで、又は第六十八條の十三第二章において準用する鉱業法第九十九條の規定により決定がその効力を失うまでは、当該採掘権を譲渡し、又は変更することができない。

(決定)

第六十八條の十二 通商産業大臣は、次に掲げる事項を定めて、採掘権の譲渡又は採掘鉱区相互の間の鉱区の増減の決定をしなければならない。

一 採掘鉱区の所在地

二 採掘権の登録番号

三 採掘権の譲渡の場合にあつては、その譲渡の時期、採掘鉱区相互の間の鉱区の増減の場合にあつては、採掘権の変更の時期及び内容

四 対価並びにその支払の時期及び方法

2 通商産業大臣は、前項の決定をしようとするときは、石炭鉱区調整協議会の意見をきかなければならない。

3 第一項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

4 通商産業大臣は、第一項の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

(決定の効果)

第六十八條の十二 前条第一項の決定があつたときは、当事者の間に、採掘権の譲渡又は採掘鉱区相互の間の鉱区の増減について協議がととのつたものとみなす。

2 前項の規定により協議がととの

第六十八條の十五 通商産業大臣は、開発計画の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、採掘権者に対し、前条第一項の事業計画を変更すべきことを指示することができる。

第六十六條の次に次の一章を加える。

第六章の二 石炭鉱区調整協同協議会

(設置)
第七十六條の二 通商産業省に、石炭鉱区調整協議会を置く。

(権限)
第七十六條の三 石炭鉱区調整協議会(以下「協議会」という)は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、指定地域における鉱区の調整に関する重要事項を調査審議する。

(組織)
第七十六條の四 協議会は、委員五人以内で組織する。

第七十六條の五 委員は、石炭鉱業

第二十五條第一項の表中 石炭鉱業審議会 石炭鉱業の合理化に関する重要事項を調査審議すること。

重要事項を調査審議すること。

合理化に関する重要事項を調査審議すること。

調整に関する重要事項を調査審議すること。

理由
わが国の石炭鉱業の現状及びエネルギー需要の増大傾向にかんがみ、未開発炭田の急速かつ計画的な開発を促進

に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

(準用)
第七十六條の六 第七十二條第二項、第七十三條、第七十四條及び第七十六條の規定は、協議会に準用する。

第八十六條第一号中「第六十六條」の下に、「第六十八條の十四第一項」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二 第六十八條の四の規定に違反して第六十八條の三第一項の規定による立入を拒み、又は妨げた者

附則第二條中「施行の日から五年以内」を「昭和四十三年三月三十一日まで」に改める。

附則
この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

石炭鉱業審議会 石炭鉱業の合理化に関する

石炭鉱業審議会 石炭鉱業の

石炭鉱区調整協議会 石炭鉱区の

石炭鉱区調整協議会 石炭鉱区の

石炭鉱区調整協議会 石炭鉱区の

石炭鉱区調整協議会 石炭鉱区の

石炭鉱区調整協議会 石炭鉱区の

石炭鉱区調整協議会 石炭鉱区の

石炭鉱区調整協議会 石炭鉱区の

石炭鉱区調整協議会 石炭鉱区の

石炭鉱区調整協議会 石炭鉱区の

石炭鉱区調整協議会 石炭鉱区の

○白濱政府委員 今回提出いたしました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び法律案の要旨について御説明申し上げます。

石炭鉱業合理化臨時措置法は、昭和二十八年以降の石炭鉱業の深刻な不況を背景として、昭和三十年八月に制定されましたが、同法が石炭鉱業合理化計画に基づいて石炭鉱業の整備を行い、また坑口の開設を制限すること等の措置を講ずることにより、石炭鉱業の合理化をはかり、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としたものであることは御承知の通りであります。

この法律施行以来、すでに二年有半を経過いたしました。この間において、わが国石炭鉱業の合理化は著しく進展し、その生産数量は、昭和三十一年度の四千二百五十万トンから昭和三十一年度の五千二百七十万トンと大幅に増加し、その生産能率は、昭和三十一年度の一二・九トンから昭和三十一年度は一五・五トンと上昇し、これらと並行して合理化工事のための投資も著しく増加して参りました。昭和三十年以降、わが国経済は輸出の飛躍的増加に伴い急速な拡大発展を示したことは、皆様御存じのごとくであります。この結果、エネルギー需要も著しく増大いたしましたので、政府といたしましては、将来のエネルギー需要の趨勢を把握し、長期のエネルギー施策を樹立することの必要性を痛感し、その検討を行なつて参りました。昨年十二月、昭和三十七年度までの新長期経済計画を策定するに当りまして、特にエネルギーについては昭和五十年年度までの

需給見通しを作成し、その対策を検討した次第でありまして、今回の改正法案は、この中の石炭に関する計画を具体化することを目的としたものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、先ほど申し上げましたことと、将来の増大するエネルギー需要に對処し、石炭資源の開発を急速、かつ、計画的に行うため、未開発炭田の開発に関する規定を設けたこととあります。この未開発炭田の開発をはかるため、まず、国で石炭の鉱床の状態、地質の状態その他の自然条件及び立地条件に関する調査を行い、その結果に基づき、石炭資源の開発が十分に行われていない地域であつて、その開発を急速、かつ、計画的に行う必要があると認められる地域を指定し、この指定地域について遅滞なく開発計画を立てることといたしました。次に、この開発計画の円滑な遂行を期するため、指定地域内の採掘権者から事業計画を徴し、必要がある場合においては、その事業計画の変更を指示することとし、また、指定地域について、鉱業法の開発着手義務を適用し、その開発を促進するとともに、指定地域内の鉱区の調整を行うことができるものとし、調整を行うことができないものとし、調整については、当事者間に協議がとれない場合の決定に当り、新しく鉱区調整協議会を設けてこれに諮ることとした次第であります。

第二は、坑口開設許可制度について、過去の運用の経験に徴し、その規定を若干変更し、あわせてその期間を

延長したこととあります。坑口開設許可制度は、本法制定当時の事情にかんがみ、きわめて厳重な運用を行つたため、その許可基準をきわめて高いところに置き、許可に當つては、一件ごとに石炭鉱業審議会に諮ることとし、その期間を三年に限定した次第でありましたが、今後、わが国石炭鉱業の円滑な合理化の推進をはかるためには、なお非効率炭鉱の発生を防止する必要があるため、その期間を延長することといたしますので、その期間を延長することと、エネルギー需要の増大にこたえるため、坑口開設許可基準を改め、許可手続を簡素化する等の措置を講じたものであります。

第三は、法律の有効期限を昭和四十二年度末までとしたこととあります。石炭の生産の趨勢を見ますに、現有炭鉱の出炭は、昭和四十年ごろをピークとして、その後は自然条件等の制約のため、減産の方向をたどらざるを得ないと考えられます。この生産の減少をカバーし、あわせて炭鉱の合理化を促進し、昭和五十年に七千二百萬トンの出炭を確保するための態勢を整えるためには、新炭鉱の造成を極力推進する必要があるため、この法律の有効期限を延長した次第であります。また、これと並行して合理化基本計画の目標年次も、昭和四十二年度と改めることといたしました。

第四は、納付金を徴収する期間を現行法の期間内に限定したこととあります。この納付金は、石炭鉱業整備事業団の業務に必要な費用に充てるため、採掘権者及び租賦権者が事業団に納めているものであります。事業団の行う炭鉱の買収は、ほぼその目標を達成できることが明かになりましたので、

延長したことであります。坑口開設許可制度は、本法制定当時の事情にかんがみ、きわめて厳重な運用を行つたため、その許可基準をきわめて高いところに置き、許可に當つては、一件ごとに石炭鉱業審議会に諮ることとし、その期間を三年に限定した次第でありましたが、今後、わが国石炭鉱業の円滑な合理化の推進をはかるためには、なお非効率炭鉱の発生を防止する必要があるため、その期間を延長することといたしますので、その期間を延長することと、エネルギー需要の増大にこたえるため、坑口開設許可基準を改め、許可手続を簡素化する等の措置を講じたものであります。

第三は、法律の有効期限を昭和四十二年度末までとしたこととあります。石炭の生産の趨勢を見ますに、現有炭鉱の出炭は、昭和四十年ごろをピークとして、その後は自然条件等の制約のため、減産の方向をたどらざるを得ないと考えられます。この生産の減少をカバーし、あわせて炭鉱の合理化を促進し、昭和五十年に七千二百萬トンの出炭を確保するための態勢を整えるためには、新炭鉱の造成を極力推進する必要があるため、この法律の有効期限を延長した次第であります。また、これと並行して合理化基本計画の目標年次も、昭和四十二年度と改めることといたしました。

第四は、納付金を徴収する期間を現行法の期間内に限定したこととあります。この納付金は、石炭鉱業整備事業団の業務に必要な費用に充てるため、採掘権者及び租賦権者が事業団に納めているものであります。事業団の行う炭鉱の買収は、ほぼその目標を達成できることが明かになりましたので、

延長したことであります。坑口開設許可制度は、本法制定当時の事情にかんがみ、きわめて厳重な運用を行つたため、その許可基準をきわめて高いところに置き、許可に當つては、一件ごとに石炭鉱業審議会に諮ることとし、その期間を三年に限定した次第でありましたが、今後、わが国石炭鉱業の円滑な合理化の推進をはかるためには、なお非効率炭鉱の発生を防止する必要があるため、その期間を延長することといたしますので、その期間を延長することと、エネルギー需要の増大にこたえるため、坑口開設許可基準を改め、許可手続を簡素化する等の措置を講じたものであります。

第三は、法律の有効期限を昭和四十二年度末までとしたこととあります。石炭の生産の趨勢を見ますに、現有炭鉱の出炭は、昭和四十年ごろをピークとして、その後は自然条件等の制約のため、減産の方向をたどらざるを得ないと考えられます。この生産の減少をカバーし、あわせて炭鉱の合理化を促進し、昭和五十年に七千二百萬トンの出炭を確保するための態勢を整えるためには、新炭鉱の造成を極力推進する必要があるため、この法律の有効期限を延長した次第であります。また、これと並行して合理化基本計画の目標年次も、昭和四十二年度と改めることといたしました。

第四は、納付金を徴収する期間を現行法の期間内に限定したこととあります。この納付金は、石炭鉱業整備事業団の業務に必要な費用に充てるため、採掘権者及び租賦権者が事業団に納めているものであります。事業団の行う炭鉱の買収は、ほぼその目標を達成できることが明かになりましたので、

延長したことであります。坑口開設許可制度は、本法制定当時の事情にかんがみ、きわめて厳重な運用を行つたため、その許可基準をきわめて高いところに置き、許可に當つては、一件ごとに石炭鉱業審議会に諮ることとし、その期間を三年に限定した次第でありましたが、今後、わが国石炭鉱業の円滑な合理化の推進をはかるためには、なお非効率炭鉱の発生を防止する必要があるため、その期間を延長することといたしますので、その期間を延長することと、エネルギー需要の増大にこたえるため、坑口開設許可基準を改め、許可手続を簡素化する等の措置を講じたものであります。

第三は、法律の有効期限を昭和四十二年度末までとしたこととあります。石炭の生産の趨勢を見ますに、現有炭鉱の出炭は、昭和四十年ごろをピークとして、その後は自然条件等の制約のため、減産の方向をたどらざるを得ないと考えられます。この生産の減少をカバーし、あわせて炭鉱の合理化を促進し、昭和五十年に七千二百萬トンの出炭を確保するための態勢を整えるためには、新炭鉱の造成を極力推進する必要があるため、この法律の有効期限を延長した次第であります。また、これと並行して合理化基本計画の目標年次も、昭和四十二年度と改めることといたしました。

第四は、納付金を徴収する期間を現行法の期間内に限定したこととあります。この納付金は、石炭鉱業整備事業団の業務に必要な費用に充てるため、採掘権者及び租賦権者が事業団に納めているものであります。事業団の行う炭鉱の買収は、ほぼその目標を達成できることが明かになりましたので、

延長したことであります。坑口開設許可制度は、本法制定当時の事情にかんがみ、きわめて厳重な運用を行つたため、その許可基準をきわめて高いところに置き、許可に當つては、一件ごとに石炭鉱業審議会に諮ることとし、その期間を三年に限定した次第でありましたが、今後、わが国石炭鉱業の円滑な合理化の推進をはかるためには、なお非効率炭鉱の発生を防止する必要があるため、その期間を延長することといたしますので、その期間を延長することと、エネルギー需要の増大にこたえるため、坑口開設許可基準を改め、許可手続を簡素化する等の措置を講じたものであります。

納付すべき期間を、当初の計画の通り、昭和三十五年八月末までとしたものであります。

以上が、この法律案の要旨でございますが、わが国石炭産業の合理化促進のため、この法律の施行と並行して、炭鉱の合理化及び未開発炭田の開発に必要な長期低利の財政資金の供給、未開発炭田地域の産業関連施設の整備、あるいは需給の安定のための輸入エネルギーによる調整等の措置を講ずることにより、万全を期する考えであります。

以上申し上げましたごとく、政府といたしましては、わが国石炭産業の現状及びエネルギー需要の趨勢にかんがみ、今回の改正案を提出いたしました。何とぞ御審議の上、御賛同あらんことを切に希望してやまない次第であります。

○小平委員長 本案に関する質疑は、後日にこれを行うことにいたします。

○小平委員長 次に、中小企業信用保険公庫法案及び中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を一括議題とし、審査を進めます。

この際、中小企業信用保険公庫法案外一件審査小委員会の審査報告書が提出されておりますので、同小委員会の経過及び結果について、小委員長の報告を求めます。中小企業信用保険公庫法案外一件審査小委員長内田常雄君。

○内田委員 中小企業信用保険公庫法案外一件に関する審査小委員会は、昨月二十六日以来、数回の会合を開きまして、会議において、あるいは懇談会

におきまして、慎重に審査をいたしました。結論を得ましたので、ここに報告をいたします。

すでに、委員諸君が御承知のように、今回の中小企業信用保険公庫に関する法案は、二つの体系をなしております。一つは、公庫の設置に関するものであり、他は、従来行なっております中小企業信用保険法の一部改正等を伴いますものであります。

第一の、中小企業信用公庫の設立に関する法律案は、おおむね時宜に適合するものであると考えまして、小委員各位においても、これを制定、施行することに異存がありませんでした。

第二の、信用保険制度の改正を内容とした修正法律案は、政府の態度表明等を必要とするものと、結論をいたしました。

御承知のように、今度の信用保険公庫法の設立に伴う信用保険制度の改正のおもなる点は、政府の腹案によりまして、大幅に拡張いたしました。従来行なっておりました二十万円以下の包括保証制度のほか、五十万円以下の包括保証制度に入れらるることも、なす。また、五十万円から一口五百万円までのものにつきましても、第二種保険として包括保証保険制度を設ける。その反面、従来行なっておりました普通保証保険の仕組みは、これを大幅に縮減をいたしました。もっぱら五十万円以上のものについてのみ、特別保証保険の制度を認める、こういうことである。従来、その反面、従来やっております小口の普通保証保険というものはやめる。これは、従来の小口

の保証保険制度というふうなもの、二十万円以下のものであります。今回は、二十万円以下のものは、すべて包括保証保険に入れられ、その反面、従来、金融機関等を相手方として政府が締結しておりましたところの融資保証というものは、いろいろの弊害を伴っております事情にかんがみまして、この際、包括保証保険制度の大幅拡張に伴って、これはかなり大幅に縮減をする、こういうことを内容としておるものであります。

これにつきましては、小委員会が到達いたしました意見は、まず第一点は、包括保証保険に関する点であります。五十万円以下の第一種包括保証保険について、政府案では填補率七〇%、保険料率は、法律事項ではなしに政令にゆだねられておるものであります。融資金額二十万円までのものは年七厘、二十万円をこえて五十万円までのものは年九厘とされることに伺っております。そのうちで、填補率については、政府案に若干の異議もありませんが、今回は一応政府案による填補率、すなわち七〇%というものを了承することといたしました。保険料率については、政府案のように二十万円以下七厘、五十万円以下九厘と区別することは不適当である。これを一律に七厘と定むべきであるという点に、小委員会における意見は決定をいたしました。

第二は、先ほども触れました普通保証保険に関する点であります。政府案では、法律事項でありますところの填補率は六〇%になっております。保

険料率は、また年二分五厘とされることに予定されておるようであり、これは制度の趣旨から見て適当ではない。填補率については、現行の通り七〇%とすることが適当である。従って、この趣旨から、政府提案の法律案については、一部修正を行うべきものである、かような結論に到達いたしました。保険料率については、現行法では二分であり、政府の腹案においては、政令において二分五厘と定めるやに開いておりますけれども、さようなことは、制度の改悪であつて不適当である。保険料率を定める場合においては、これも現行のようにならざるに据え置くべきである、かような結論に達したわけであり、

次に、融資保証に関する点であります。政府案では、填補率は五〇%、保険料率は二分一厘九毛ということでありまして、保険料率においては、現行と変更はありませんけれども、填補率においては、現行から大いに後退をしておるわけであり、従って、現行制度の縮減になるわけであり、現行よりも、これは、私が先ほど申し述べたような、従来からの弊害等を伴う事情もあることと承知いたしました。この際、政府の説明を承知して、政府案を認めることといたしました。

なおまた、融資金額一口五十万円以下二十万円までの間の保険についても、包括保証保険制度と並行して、普通保証保険制度を存置せしめることが適当ではないかという意見も、一部にはございました。これは、かく申す小委員長みずから、かような考えを持っており、また社会党松平委員等も、熱心に主張いたしました意見であ

りましたけれども、小委員会多数において慎重審議をいたし、また政府の説明を聴取いたしました結果、今回は、一応われわれの意見を保留をいたしまして、今後法律改正後、また法律改正に伴う制度の実施の状況を見た上で、必要な措置を政府にとらしめるというところで、落着いた次第であります。

以上に基づきまして、普通保証保険の填補率につきましては、これは法律事項であり、本委員会において法案の修正を行い、また第一種包括保証保険並びに普通保証保険の保険料率につきましては、これは政令にゆだねられる事項でありますので、本委員会において質疑を行い、これに對して、政府から、われわれの希望に沿うように、明確なる御答弁をいただいた上で、さらに必要によつては附帯決議を付する等その他の方法によつて、これが確実なる施行を確保することといたさんとするものであります。

この段階報告をいたします。

○松平委員 たいま内田小委員長から報告のありました点につきまして、若干政府の意向をただしたいと存じます。

まず、第一にお尋ねをいたしたいと思ふのですが、この制度は、われわれ根本的には賛成であります。この制度自体は、若干社会政策的な金融というものを加味しての制度であります。従つて、もともと初めから赤字が出ることを覚悟の上で、政府はその予定をされて、この計画がなされておるとい

うことでありませぬ。従つて、予定の赤字以上に、かりに赤字が出たという場合においては、政府自体で何か考えられなければならぬことになるだらうと思ふし、予定以上の赤字が続いて出るといふような方向にいくならば、さらにこの資金量を増していくといふことも、根本的に考えなければならぬ制度自体の本質であると思ふのです。

○前届国務大臣 中小企業信用保険公庫につきましては、御承知の通りに、私の最初の構想では、二百億というものが構想であつたわけでありませぬ。従つて、二百億でありましたら、いろいろ皆さんの御希望の点が、十分にけるのではないかとこの際であります。私としては、遺憾ながら財政との関係からいたしまして、必要額以下になつてしまつた。

そのために、われわれとしましては、あまり十分でないといふことを考えながら、その保険料率あるいは増補率につきまして、この程度になつたわけでありませぬ。もちろんこの公庫の今回の出資は、最初のきつかけを作るといふのでありませぬ、今後、財政の許す限りにおいてこの基金を増していく。そして、実は私は、赤字を出すといふことは予想してなかつたのでありませぬ、今後基金を増すことによつて利息をふやし、その利息だけは損していくといふことでは、安定した経営がやつていける。従つて、来年度は、御承知の通り剰余金の最初に使い得る半額という構想で二百億であつたのであります。それが半額になりまして、今後剰余金なんかが出る場合は、まずこらいうところにほうり込むのが最も有効であるといふふうに考へておるのであります。もちろんまた剰余金でなくとも、許し得る限りにおいてこれをふやしていく。そうして大きな構想を、将来はこれによつて中小企業者の方々が、一般金融機関については、心配なしに、またそう担保を提供せず、金を借りられるところまでは基金を増強していくのだといふ考へで、出発をいたしておるのであります。このことは、私は通産省の政策として、私だけではないに、今後において、同様な考へ方で進んでいっていただけるもの、かように考へておる次第であります。

○松平委員 今の大臣の御答弁で、非常に詳しくいらした。私も、二百億あれば、とにかく理想的なことができたのではないかと考へます。しかし、それが半分ちよつとになつたといふことのために、不満な点が多々ある。これをどう改めるべきであるか、きつかけでありまして、従つて、小委員会等におきまして、その不満な点をどう改めるべきであるか、きつかけがありまして、先ほど内田委員からも報告があつたわけでありませぬ。従つて、一応政府の当初の考へ通りに、つまり現在出されておる法案の通りにして、いくといふことでは、あるいは赤字といふことがなくといふ前提で、計画が進められてきたわけでありませぬが、われわれが今申しましたような修正をするとか、あるいはここに、政令等によるこの保険料率

○前届国務大臣 ただいま小委員長の御報告のありました修正案につきましては、私も、私も当初の考へからいたしまして、と、ごもっともだと思ひます。こと、今よりも料率を上げたり、いろいろ条件を悪くするといふことは、極力避けなければならぬといふつもりで参りました。たとい御修正がありまして、そのために赤字が出るような場合がありますが、これは極力今後も政府で処理していくといふふうに考へたいと思つておりました。

○松平委員 それでは、念のために川上長官にお伺いしたいのですが、第一種保険については、二十万円を限度として二つに分けるといふ考へで進んでおられるようですが、二十万円超五十万円までのものを、二十万円と同様に七厘程度ということにしてもらいたい。すなわち、政令等によつてきめられる場合に、九厘といふ内意のようでありませぬけれども、それを七厘というよう

なことにしてもいいかといふのが、小委員会の一致した見解なのです。それについては、この政令は、いつごろ出るか知りませんが、いつごろその政令を用意されて、またその政令の内容として、小委員会の意見通りにしていくといふような御覚悟があるかどうか、これを一つ明確に伺つておきたいと思ひます。

○川上政府委員 この法律の施行につきましては、七月一日から実施することになっておりますので、料率等につきましては準備をいたしまして、七月一日から完全に施行ができるように持たせていきたいといふふうに考へております。

○松平委員 それでは、念のために次に伺ひたいのですが、普通保証保険です。これを現行の二分に据え置きたい、こういふのが小委員会の結論であります。これについても、政府当局としては異議がないと思ひますけれども、念のために御答弁をお願いしたいと思ひます。

○川上政府委員 普通保証保険につきましても、先ほどお話ししましたように、私どももいたしましては、現行制度を、今度の案におきましては相当変えておりましたが、やはり現行制度をそのままやられた方がよいのか、あるいはこの案の案内にあるものか、私どももこれは、極力その通りに実行していきたいといふふうに考へております。

○松平委員 その次に伺ひたいのですが、これは、小委員会において結論として出たわけではございませぬが、少数意見として述べられた意見であります。それは、包括保証保険の増補率、これが七〇%といふふうに法律案ではなつておりますが、理想としては、もつと増補率が高い方がいい。つまり八〇%とか、あるいは現行の九〇%といふところまで行けば、非常に理想的であるが、その理想の方向へ持っていくことが望ましいわけでありませぬ。従つて、その増補率を将来上げていこうといふ考へがあるかどうか、ともかく一年ぐらひやつてみて、そして漸次これを理想の方向へ持っていくかといふ考へであるかと思つて、念のために大臣のお考へを、この際伺つておきたいと思ふのであります。

○前届国務大臣 正直な話をいたしまして、料率は政令でありますので、今後の動きいかによつてまた下げていける、こういうので、むしろ増補率の方を私は上げたいつもりで、これは法律でありませぬから、希望通りには参りませぬが、そういうつもりでお

ども、念のために御答弁をお願いしたいと思ひます。

○松平委員 その次に伺ひたいのですが、これは、小委員会において結論として出たわけではございませぬが、少数意見として述べられた意見であります。それは、包括保証保険の増補率、これが七〇%といふふうに法律案ではなつておりますが、理想としては、もつと増補率が高い方がいい。つまり八〇%とか、あるいは現行の九〇%といふところまで行けば、非常に理想的であるが、その理想の方向へ持っていくことが望ましいわけでありませぬ。従つて、その増補率を将来上げていこうといふ考へがあるかどうか、ともかく一年ぐらひやつてみて、そして漸次これを理想の方向へ持っていくかといふ考へであるかと思つて、念のために大臣のお考へを、この際伺つておきたいと思ふのであります。

○前届国務大臣 正直な話をいたしまして、料率は政令でありますので、今後の動きいかによつてまた下げていける、こういうので、むしろ増補率の方を私は上げたいつもりで、これは法律でありませぬから、希望通りには参りませぬが、そういうつもりでお

たのであります。またいろいろの御意見を伺った結果、こういうことに一応落ちついたのであります。将来、基金を増していくとともに、また実行に移しました結果を見まして、極力私は補率を上げていくべきだというふうな考えもある次第でありますので、私は少くとも、もう来年度は必ず八〇%ないし九〇%に上げていきたい、こういう強い考えを持っているわけでありま

す。

○松平委員 しごくごもつともなお話であると思ひます。そこで最後にお伺いしたいのですが、これは先般、実は小委員会でも問題になりました、一応の御答弁はいただいておりますので、大臣もお見えになっておりますので、大臣から明確な御答弁をいただいておりますが、御質問申し上げるわけでありまして、それは保証協会への貸付金であります。この貸付金につきましては、弱小の保証協会等におきましては、一つの心配を持っております。その心配は、どういふ心配であるかという点、原則として包括保険の方へ移行していくわけでありまして、中には、どうも包括保険の保証料が、全体としてどうしても額が大きくなるので困るというふうな、弱小の保証協会があるように聞いております。従って、それらの弱小保証協会というものは、包括保険の契約をしないというものも出てくるのではないかと私は懸念しているわけですが、そういう場合におきましても、いわゆる二十億の貸付金につきましては、今度のこの法律による新しい規定

における貸付といたしましても、それらの包括保険の契約をしないというものに対して、貸付をするのかどうかという点、むしろ、これは逆に、そういう弱小の組合にこそ、よけい貸すべきであるというふうな思ふわけでありまして、念のためにそれを伺っておりますので、安心をさせていただきたいと思ふのであります。

○前尾國務大臣 今度の公庫法を作りますに付きまして、私の一番心配をしておりますことは、地方の信用保証協会というものであります。私自身は、地方の信用保証協会を強化して、中央を強化すべきでないかという気持も持ったのであります。これはやはり、まず中央を強化して、そうして地方を漸次強化していこう。そうしなせんと、これが実行できませんので、今度のような姿をとったのであります。従いまして、今後におきましては、極力地方を強化していこう。それにつきましては、率直に言いますと、極力包括保険に入ってもらって包括保険にしていく。しかし、その面の施策は、貸付金ももちろん考えなければなりませんし、あるいは交付金という制度を考へましたのも、そこにあるわけですから。将来は包括保険に持っていくか、あるいは、どうも金融というふうな面からいって、とかく円滑な運営ができておらぬというふうな、われわれは見ておるわけでありまして、従って、今後そのような考え方が、そのまゝこの公庫の中に入り込んでくるというこ

とになれば、私は、そういう面から、かなりまた不評判が出てくると思ふ。従って、もっと適切な運営をしていただきたい。書類等の要求等に関しまし

が、それだからといって、この保証協会の育成ということに意図してはなりませんので、極力包括保険に持っていくべきは、そうでない場合に付きましても、私は、将来包括保険を国でやっていた方がいい方向に、極力育成をしていきたいというふうに考へておりますので、それに対しては、貸付についても十分考へていきたい、かように思っております。

○松平委員 大体私の聞かんとするところは、以上であります。以上が、小委員会において問題になったところであります。かつ、政府当局の明確なる御答弁をいただかなければならない点なのであります。非常にはつきりした御答弁をいただきたかったので、私はこれで打ち切りますが、ぜひこれは無理をしないことにして、理想的な方向に持っていくてもらいたい、こう考へるのであります。

最後に、特にお願いしたい点は、今度できるいわゆる公庫というものの運営の仕方でありまして、今までの特別会計における再保険制度というものは、いわゆる官僚による運営のされ方をい

たしてあります。国家の資金であるから、さきさきの規則等によって縛られることは、当然ではあるかと思ふのですが、しかし、どうも金融というふうな面からいって、とかく円滑な運営ができておらぬというふうな、われわれは見ておるわけでありまして、従って、今後そのような考え方が、そのまゝこの公庫の中に入り込んでくるというこ

とになれば、私は、そういう面から、かなりまた不評判が出てくると思ふ。従って、もっと適切な運営をしていただきたい。書類等の要求等に関しまし

ても、もしくは事故発生の際の保険金の支払いという点に、関係しては、迅速な、簡便な方法を考へて、これらがほんとうにいい制度であるというふうな運営の仕方に、改めてもらわなければならないのじゃないか。私はこういふふうな思ひますので、特にその点を要望いたしまして、私の質問を終わります。

○小平委員長 次に、工業用水道事業法案を議題とし、審査を進めます。質疑を継続いたします。笹本一雄君。

○笹本委員 工業用水道について、一、二お尋ねしたいと思ひます。工業用水道事業者、地方公共団体とその他の者と分けて、取扱いを区別しているが、それはどういふ理由によるものであるか。元来、工業用水道事業者は、公共性がきわめて強く、用水料の低廉が要請されておるのであります。これは純然たる営利事業として採算ベースに乗りがたい事業であること

は言うまでもありません。従って、現在行われている事業は、ほとんど公共団体か組合形態によるものが多く、将来もまた、このような形で発展していくものと考へられるのであります。従って、両者を一本として規制する方がよいのではないかと考へられるのであります。この点はいかがでありますか。

○松尾(金)政府委員 ただいま御指摘のごさいまする点は、お話のように、現状におきましても、そのほとんど大部分が、公共団体の経営にかかる工業

付、地方債の引き受けその他等とも関連して、通産大臣の指示は、十分効果を発揮できるものでありましようが、国の予算には限度があるので、各事業全部に対して、資金援助するわけにはいかないが、これら援助を得られる事業が、大臣の指示を聞かなかつた場合は、これはどうなりましようか。この点について一つ……。

○松尾(金)政府委員 先ほど申し上げましたように、地方公共団体の立場は、地元の工業なり工場の育成という立場にもありますし、本来、地方公共団体は、地元の工場に対して、できるだけ安定した安い工業用水を供給しようとする努力があるのだらうと思ひます。従ひまして、そのような立場にある地方公共団体に対して、工業用水道事業法に基いて、いろいろな行政指導をやつて参ります場合には、今御指摘のございましたような、それに従わない、あくまで反対をするというようなことは、事実上起らないであらうというのが、われわれの考え方でござい

ます。○笹本委員 もう一点、もうこの法案についてはいろいろ質問がありまして、立法の精神についても、了解することができるようでありますけれども、今も話にありましたごとく、工業用水の不足は、工業生産拡大のネックとなつており、今後のわが国の工業の発展は、全く工業用水の取得いかんにかかつておると言つても、過言ではないと思ひます。従つて、今、事業に対する国の援助は、強力的に推進する必要があると考へるのであります。さきにも申し上げましたごとく、工業用水は全くその工業発展上、

もうこれは重大なことでありますので、本法案の規定を一步前進させて、国は工業用水道の施設に対するところの費用の一部を援助することができるとか、または、その施設に必要な資金の確保に努めなければならぬ、というふうなところまで踏み切つて、助成措置を講じてはどうか。もう今までのように計画を立てて、四分の一なりを助成するとかいうことでなく、もっと強く、資金の確保に努めるといふ助成措置を講ずるような考へはあるかどうか、それをお伺ひいたします。

○前尾國務大臣 工業用水の今後の工業発展のために重要な問題でありますことは、これはもうおっしゃる通りであります。通産省としましては、産業の育成という見地から、あくまでこれに重点を置いて参らなければなりませんし、また本年度の予算につきましても、乏しいながらも、昨年よりは、かなり多額を組み込んでいこうと思ひます。その点はおわかり願へるだらうと思ひます。この法律におきましても、第二十条において「必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。」というふうな書き方をしておりますのであります。これは、結局は、今後政府が実質的にその努力をいかに表現するかというところであります。この条文は、簡単に「努めるものとする。」というふうな書き方をしておりますが、その精神は、私は相当強く通産省の政策として取り上げて参るつもりでありますし、またそういうつもりで書いていますのであります。御趣旨の点につきましては、将来極力沿つていけるように努力をする覚悟であります。

○小平委員長 これにて質疑は終局いたしました。引き続き討論に入るわけでありまして、別に討論もないようでありますので、直ちに採決に入りたく存じます。御異議ありませんか。○「異議なし」と呼ぶ者あり

よつて、工業用水道事業法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。○「総員起立」

○小平委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。お諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成につきましても、委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ありませんか。○「異議なし」と呼ぶ者あり

○小平委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○小平委員長 次に、去る三月十四日、参議院より送付せられ、本委員会に付託せられた輸出保険法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。質疑に入ります。通告がありますのでこれを許します。笹本一雄君。

○笹本委員 まず輸出保険制度全般の概要について、お尋ねしたいと思ひます。現行輸出保険制度が昭和二十五年に創設されたから、約八年になります。この間の保険契約件数並びに保険契約高の累計を、年々の大体の推移について、保険の対象となつた主なる事件をあわせて御説明願ひたい。これ

は、いづれ局長が来てからでもけっこうであります。また特に昭和三十三年度の実績推定及び明三十三年度の運営見通しにつきましても、それぞれ前年度に比して輸出が若干ずつ伸びておりますが、この関係で、保険契約件数及び保険金額は、どの程度より増加する見込みか。さらに、前年度からの収支バランスの見込みについても、御説明願ひたいと思ひます。

なお、この輸出保険制度は、特に西歐諸国において発達しているものであります。わが国の現行制度の特色や利点及び欠点と思われる点はどうであるかについて、お尋ねしたいと思ひます。

それでは、輸出保険運営の根本方針についてであります。この保険は、政府の経営であり、輸出振興の重要性にかんがみましても、もうける目的で運営してはならないことは、言うまでもありません。従ひまして、保険料収入と保険金支払いとの収支バランスに、必ずしもとらわれることなく、黒字が出たら、直ちに保険料の引き下げに回すことはもちろん、さらに進んでは、収支が赤字になることも、ある程度やむを得ないつもりで、保険料を極力低くすることが必要であると思ひます。政府はこれについて、どのような方針のもとに運営をされるか。また、以上の観点からすれば、政府の保険事業の運営上必要があると

きにおいては、保険の関係を停止得るという現行法の規定については、商社側は、よほどの低意とか悪意のない限り、寛大にしてやるべきであつて、私には、いささかこの点に対して、不満を抱かざるを得ないのであります。これ

れについても、あわせて運営方針を伺いたいと思ひます。○前尾國務大臣 輸出保険につきましても、もとより政府がやっておることでありまして、これによって利益を得るといふ考へは、毛頭持つておりません。すでに黒字の面につきましても、直ちに申してもいいくらい、利率の引き下げをやつておるわけであり

ます。と申しましたも、補助金とも違ひますので、ある程度事務費的なものは、補助的に出していいわけであり

ます。ただ、大きな赤字を出しな

ら、どんどんそれを埋めていくというわけには、保険の性質上、できないと思ひます。しかし、不足の面におきましても、そういうようなことが出ましても、これは政府として考へていくべき問題だと思ひます。また、急に危険がふえたから、特別の措置をやるというわけのものでもないのではありません。ただ問題は、ときどき保険を対象として不当に利益を得ようというふうなことが起る場合があるのであります。ちよつとかけごとのようなことに利用される場合がときどき起るのであります。その面では、極力そういうことのないように考へて、措置をいたした場合はあるのではありませんが、決してそれは、危険になつたから停止するといふようなことではありませんが、それで

来の見通し等について伺いたいのであります。特に、昨年のインドネシア向けの化繊の問題に関する保険の状況等をお伺いしたいと思います。

続いて、今回の改正案の趣旨、主要点は、普通輸出保険を、政府の直接引き受け制に改めることでありまして、この趣旨は、まことにけっこうなことと思っております。全体的には了承するのではありませんが、一部に懸念される面がないではないかと考えるのであります。それは、第一が、窓口が狭くなって、保険利用者、すなわち輸出者が不便を感じることはないか。第二は、保険事務が官僚的となり、サービスが低下しないか等の点であります。これらについて、政府の御見解を伺いたいと同時に、直接引き受けによって、保険料率を引き下げることとありますが、引き下げによる恩恵は、中小企業者の手になることの輸出では、すなわち、繊維等についてはどの程度及ぶのか。また保険金支払いの迅速化は、われわれが常に要望してきたところでありまして、これについては、政府の直接引き受け制はどのように寄与し、法律改正以外にも、迅速化の手段をとる考えがあるか等について、お考えを伺いたい。

○前尾国務大臣 今回の対象になりました輸出保険につきましては、これが一番最初に施行したものでありますために、全く様子がわかりませんが、政府の再保険という形をとったのであります。その後の推移をいろいろ見ておりますと、結局はすべて輸出組合が中間に入りまして、個々の保険会社を利用するということにつきましても、輸出組合が仲立ちをして、中に入って保

険会社に保険をする。そうして、それに対して政府の再保険をする、こういうような格好になっておりますが、これなら、むしろ直接にやると、料率を下げた方がよいという結論に到達をいたしました次第でありまして、保険をかけられる方が、従来より以上にお困りになるという点はないと思っております。しかし、役所仕事なるがゆえに、どうも不親切になる、あるいは迅速に処理をしないということになりましては大へんでありますので、その点は十分注意をいたしまして、そういうことのないようにいたす所存であります。

○笹本委員 今、大臣の答弁にあったごとく、商社の底意とか悪意によって、いろいろありますが、なるほど、それはおもわくだとか、いろいろなことがあるが、その点については、非常に嚴重にやらなくちゃなりません、そういう点も、今までの例にないことではないと思ふ。その点は、大臣の言う通り、ただ迅速に、そして保険料金も、黒字が出たら、すぐ引き下げたらいと、いっても、一様にはいかないかもしれませんが、とにかく輸出関係については、そういう点をよく指導しながら、まじめに、そういうふうな手数をわずらわさないように、ふだんの行政指導が必要だと思ふのであります。

なお、今質問しました一項、三項については、あとで通商局長が来てから、詳しくお伺いすることにしたしまして、私はこれで終りとします。大臣、ありがとうございます。

○前尾国務大臣 ただいまの御趣旨、非常にごもっともでありますので、われわれとしまして、十分今後におい

ても注意いたしていきたいと思っております。

○小平委員長 笹本委員の質問のうち、大臣より答弁のなかつた部分につきまして、他日政府委員より答弁を求めます。

本日はこの程度にとどめまして、次回は明二日午前十時十五分より開会することとし、これにて散会いたします。

午前十一時四十一分散会

〔参照〕
工業用水道事業法案（内閣提出第二二二号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年四月三日印刷

昭和三十三年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局